

各 位

会 社 名 株式会社ジオコード

代表者名 代表取締役社長 原口大輔

(コード番号: 7357 東証 JASDAQ)

問合せ先 専務取締役管理部長 吉田 知史

(TEL. 050-1741-0214)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」について、2021年5月25日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1)変更の理由

- ①当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- ②法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役に関する規定を新設して、補欠取締役の選任決議の有効期限を定めるものであります。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため現行定款第33条(監査役の任期)について所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案	
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)	
(目 的)	(目 的)	
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的	
とする。	とする。	
(1) ~ (9) (条文省略)	(1) ~ (9) (現行どおり)	
(新 設)	(10) 会社経営全般、事業戦略、組織運	
	営に関する企画・立案・コンサル	
	ティング及び運営支援並びにこ	
	<u>れらに関する教育・研修</u>	

(10) (条文省略)

第3条~第20条 (条文省略)

(新 設)

第 <u>21</u>条~第 <u>32</u>条 (条文省略) (新 設)

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで とする。
 - 2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(11) (現行どおり)

第3条~第20条 (現行どおり)

(補欠取締役)

- 第21条 当会社は、会社法第329条第3項に規 定する補欠取締役を選任することが できる。
 - 2.前項の補欠取締役の選任に係る決議 が効力を有する期間は、当該決議後1 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。
 - 3. 補欠取締役の選任決議の定足数は、前 条第1項の規定を準用する。

第 <u>22</u>条〜第 <u>33</u>条 (現行どおり) (補欠監査役)

- 第34条 当会社は、会社法第329条第3項に規 定する補欠監査役を選任することが できる。
 - 2.前項の補欠監査役の選任に係る決議 が効力を有する期間は、当該決議後4 年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。
 - 3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、前 条の規定を準用する。

(監査役の任期)

第35条 (現行どおり)

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第36条~第47条 (現行どおり)

第 34 条~第 45 条 (条文省略)

(3)日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 5 月 25 日 (火) 定款変更の効力発生日 同上

2. 補欠監査役1名選任の件

補欠監查役候補者

氏名		略歴
	2004年2月	㈱ブロードティーヴィ 入社
	2005年9月	㈱サーミラーズ 入社
ふじい ひろのり	2006年7月	㈱GRS ホールディングス 入社
藤井 尋教	2010年9月	㈱FAEC(現 ㈱fivemanarmy)入社
1974年10月11日生	2013年5月	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス㈱ 入社
	2017年5月	当社 入社
	2018年2月	当社 内部監査室長 (現任)

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤井尋教氏を補欠監査役候補者とした理由は、公認内部監査人 (CIA)としての経験と知見を活かし、当社の内部監査室長として内部監査体制を構築し、ガバナンスプロセス、リスクマネジメント及び内部統制の整備・運用に貢献してきた実績から、当社の監査役として十分な役割を果たすことが期待できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
 - 3. 藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることとしております。
 - 4. 藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約では、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
 - 5.当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担することとしております。